

化粧品等の使用上の注意改訂のお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
 平成26年5月30日付で厚生労働省医薬食品局長より「化粧品等の使用上の注意について」および
 日本化粧品工業連合会より「化粧品の衣装上の注意事項の表示自主基準」の一部改訂について」が発出された
 ことに伴い、弊社取扱いの皮ふに適用する化粧品の使用上の注意の一部を下記の通り改訂いたします。
 つきましては、今後のご使用に際して、ご参照いただくとともに、ご不明な点ございましたら、弊社フリーダイヤル
 までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。
 なお、改訂された製品がお手元に届くまでには、流通在庫の関係からお時間を要する場合がございますのでご了承
 ください。

皮ふに適用する化粧品の使用上の注意の一部改訂(下線部)

1. 容器又は外箱に表示する注意事項を下記のとおり改訂する

改訂後	改訂前
<p>(1)-1. <u>お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。</u>お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。</p>	<p>(1)お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。</p>

2. 添付文書等に表示する注意事項を下記のとおり改訂する

改訂後	改訂前
<p>1-1. <u>お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。</u>化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には、使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。 (1)使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激、<u>色抜け(白斑等)や黒ずみ等の異常があらわれた場合</u> (2)使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合</p>	<p>1.化粧品がお肌に合わないとき即ち次のような場合には使用を中止してください。そのまま化粧品類の使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。 (1)使用中、赤味、はれ、かゆみ、刺激等の異常があらわれた場合 (2)使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合</p>

以上